

# 新たな住宅セーフティネット制度について

## 背景・趣旨

### ○住宅確保要配慮者の状況

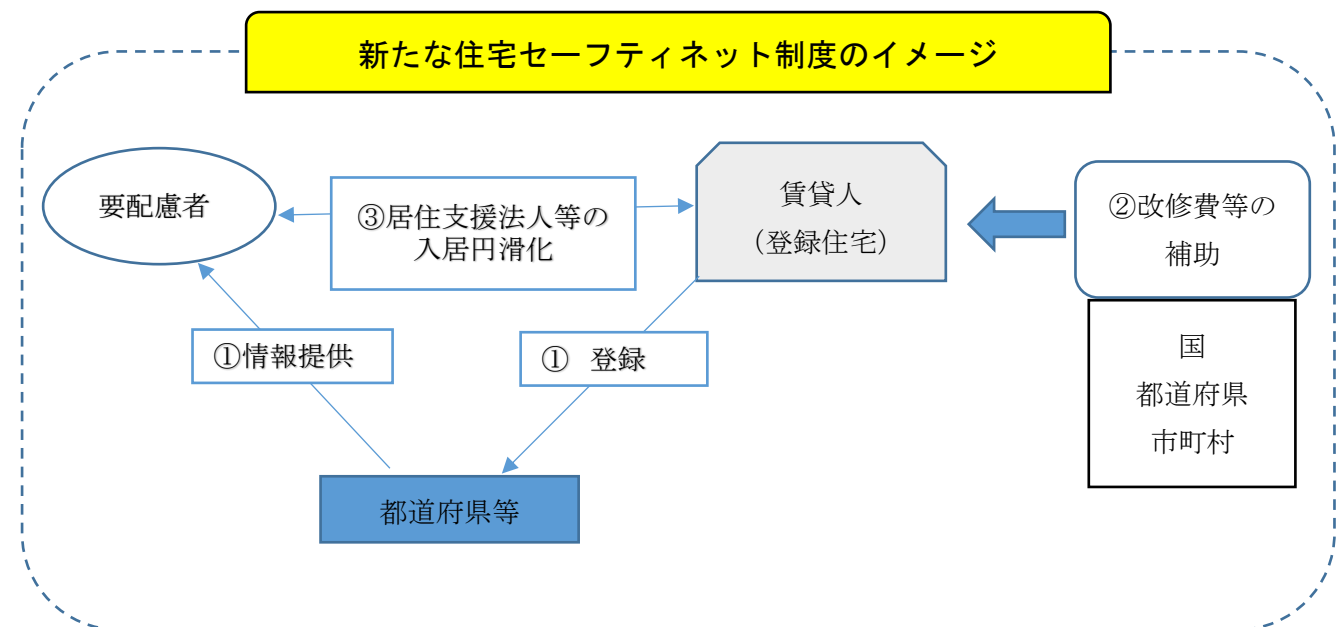
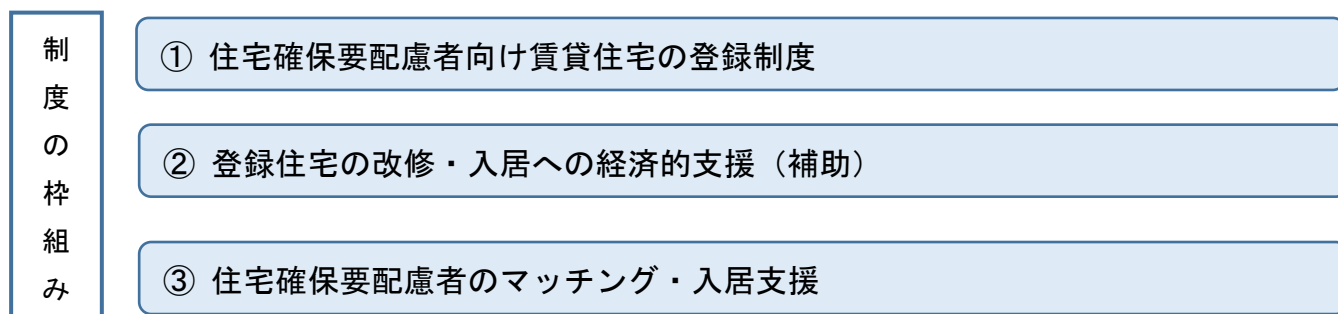
- ・高齢化の進行や若年層の収入減等により、要配慮者数が増加
- ・家賃滞納等からの不安から、貸主(大家)の入居拒否感

### ○住宅ストックの状況

- ・公営住宅等既存のセーフティネットのストック増は見込めない
- ・民間の空き家・空き室は増加傾向

⇒ 空き家・空き室を活用し、公営住宅等を補完する住宅セーフティネット機能を強化

※「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の一部を改正する法律」(平成 29 年 10 月 25 日施行)



## 制度の対象者

住宅確保要配慮者	様々な事情により、適正な規模、構造の賃貸住宅を確保することが困難な者、又は、災害等の特別な事情により、適正な規模、構造の賃貸住宅を確保する緊急性の高い者	
区分	法律で定める者	①低額所得者 ②被災者 ③高齢者 ④障害者 ⑤子どもを養育している者
	政令で定める者	①外国人 ②中国残留邦人 ③児童虐待を受けた者 ④ハンセン病療養所入所者等 ⑤DV被害者 ⑥拉致被害者 ⑦犯罪被害者 ⑧生活困窮者 ⑨更生緊急保護を受けている者 ⑩大規模災害の被災者 ⑪ 都道府県供給促進計画において定める者

## ① 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の策定	住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の県・中核市への登録	登録住宅の情報開示・賃貸人の指導監督
登録基準		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○規模                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各戸 25 ㎡以上(特例で 18 ㎡)</li> </ul> </li> <li>○構造・設備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震性</li> <li>・一定の設備(台所、便所、洗面、浴室等)</li> </ul> </li> <li>○家賃                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・近傍同種の住宅との均衡</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇共同居住型住宅の基準                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅全体面積: 15 ㎡×N+10 ㎡以上 (N: 居住人数、N ≥ 2)</li> <li>○専用居室: 入居者は 1 人、面積 9 ㎡以上</li> <li>○共用部分                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・居間・食堂・台所、便所、洗面、洗濯室(場)、浴室又はシャワー室</li> <li>・便所、洗面、浴室又はシャワー室は、居住人数概ね 5 人につき 1 箇所を設置</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	

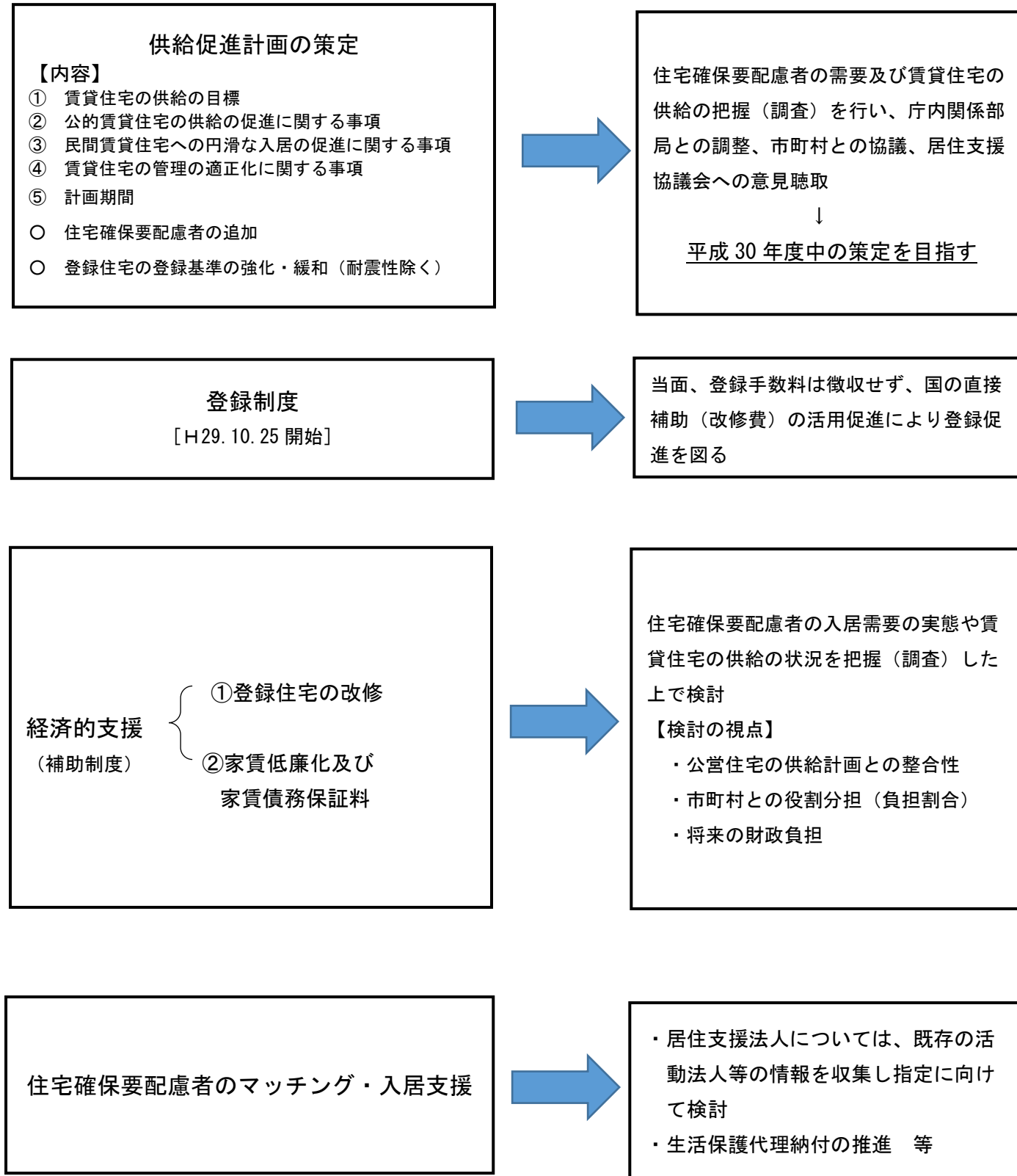
## ② 登録住宅の改修・入居への経済的支援(補助)

○賃貸住宅改修費	○家賃低廉化	○家賃債務保証料
50 万円/戸(国のみ) 100 万円/戸(国 1/2+地方 1/2)	4 万円/月(国 1/2+地方 1/2) (最長 10 年)	6 万円/戸(国 1/2+地方 1/2)

## ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

- 都道府県による居住支援法人の指定
- 生活保護代理納付の推進 等

## 今後の方向性



## スケジュール

年度	供給促進計画（住宅審議会）	登録制度	経済的支援（補助）
29	<p>(7月)</p> <p>検討開始 (2月)</p> <p>・居住支援協議会開催</p>	10.25 登録開始 (県・長野市)	<p>国の直接補助</p>
30	<p>・入居需要等調査</p> <p>・生活困窮者の相談窓口からのアンケート調査、聞き取り ・民間賃貸物件を取り扱う事業者へのアンケート調査 (6月)</p> <p>・素案の作成</p> <p>(8月)</p> <p>・市町村との調整・協議 ・関係団体等との調整</p> <p>・パブコメ ・居住支援協議会の意見聴取 (2月)</p> <p>計画策定</p>		<p>・登録状況把握</p> <p>・入居需要等調査結果考慮</p> <p>必要性検討</p>
31			<p>終了</p>